

ひょうごの空き家を活用した

移住・起業

のしおり（令和元年度版）



ひょうご五国の魅力

都市もあれば豪雪地帯もあるなど、県内で全く異なる生活を楽しめるのもひょうごの魅力のひとつ。また、高速道路の延伸や、新幹線・飛行機を使ったアクセスなどで、県内各地への移動もどんどん便利になってきており、ひょうごの魅力をより身近に体感できる環境が整ってきています。また、「カムバックひょうごセンター」では、移住等に関する様々な情報を提供しています。

カムバックひょうごセンター または TEL：078-360-9971 まで。

但馬 (Butsuma): 新温泉町, 豊岡市, 香美町, 養父市. 但馬の海の幸 (Butsuma Sea Delicacies), 城崎温泉 (Cikuzi Onsen), 竹田城跡 (Takeda Castle Ruins).

播磨 (Fushimi): 宍粟市, 神河町, 市川町, 多可町, 西脇市, 加東市, 福崎町, 姫路市, 加西市, 小野市, 三木市, 加古川市, 稲美町, 高砂市, 播磨町, 明石市. 龍野城下町 (Ryunojo Castle Town), 播磨の海の幸 (Fushimi Sea Delicacies), 姫路城 (Himeji Castle).

丹波 (Naniwa): 丹波市, 丹波篠山市, 丹波篠山市, 三田市, 猪名川町, 川西市, 宝塚市, 伊丹市, 尼崎市. 丹波の山の幸 (Naniwa Mountain Delicacies), 神戸・阪神 (Kobe/Naniwa).

淡路 (Tanryu): 淡路市, 洲本市, 南あわじ市. あわじ花さじき (Awaji Flower Saikiki), 神戸ポートタワー (Kobe Port Tower).

家島諸島 (Ishima Shoto): 赤穂市, 家島諸島.

周辺地域 (Surrounding Areas): 京都府 (Kyoto Prefecture), 大阪府 (Osaka Prefecture), 岡山県 (Okayama Prefecture), 鳥取県 (Tottori Prefecture).

交通線: 中国自動車道, 山陽自動車道, 山陽新幹線, 山陽本線, 姫新線, 瀬和線, 播磨自動車道, 山陽線, 山陽本線.

【発行】
 兵庫県土整備部住宅建築局
 住宅政策課
 TEL:078-341-7711(内線4844)
 01土P2-037B5



【いろいろ勢賀の郷】（市川町）

里山の恵みや地域文化を生かし、高齢化する地域の活性化を目指しながら古民家を大改修。地産地消や6次産業化による農村圏の自立など、様々なテーマにも取り組んでいる。



【のびのび日和】（南あわじ市）

オーナー自らが参加者を募りながら改修工事を実施。ゲストハウスと地域交流拠点として運営。農業体験等の企画も用意されている。1棟貸して5名宿泊可能。

【大寿庵交流館】（姫路市）

築130年を超える空き家を蕎麦打ち体験をきっかけとして、地区の歴史や文化を発信する交流拠点に改修。大きな囲炉裏を囲んで、挽き立ての蕎麦の香りと一緒に、集まった人々の笑い声、温かい雰囲気味わっていただきたい。



【原始人の会 大谷山荘3号館】（加西市）

築120年を超える古民家を改修した田舎生活体験施設。建物内部は、古民家の趣を残しながらも古さを感じないほどに改修されている。利用者の高いリピート率からもその魅力がうかがえる。

CASE

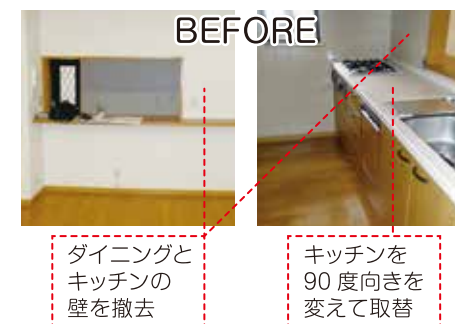
1

空き家×移住



「空き家をリフォームしても、思いどおりにならないし、古い部分も残ってしまうんでしょ。」と勘違いしている人も多いはず。実際は耐震計画をきちんと行えば、間取りも、設備も内装も、自分仕様にできるんです。

壁を取り払い、オシャレなシンクを元の向きから変更して設置すると写真のように様変わり。



ダイニングと
キッチンの
壁を撤去

キッチン
を
90度向きを
変えて取替

お試しし住宅を活用しよう

「田舎暮らしをしてみたい！でも生活していけるかどうか、実際に生活しながら試せればいいのに。」と、思っている方も多いはず。実は県内の市町では、比較的低廉な使用料で一定期間のお試し居住ができる住宅を整備しています。また、県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。

生活体験だけではなく、物件探しの拠点として利用するなど、利用目的もさまざま。利用者からも好評です。



▲ 家族でのお試し居住にも対応できる余裕の広さ（赤穂市お試し暮らし住宅）

▼ 市町のお試し住宅の一覧

市町名	名称	担当課	電話番号
赤穂市	お試し暮らし住宅	市民対話課	0791-43-6812
上郡町	移住体験住宅	企画政策課	0791-52-1112
豊岡市	お試し住宅 ほか	環境経済課	0796-21-9096
養父市	ちょこっと暮らし住宅 ほか	やぶぐらし課	0796-62-8294
朝来市	あさご暮らし体験住宅	総合政策課	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いなか暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	まちづくり政策課	0799-64-2506

空き家バンクで物件を探そう

空き家を購入したい時や借りたいときは、不動産専門サイトで探すことが多いと思います。しかし、そこには掲載されていない掘り出し物件が市町の空き家バンク（市町が空き家情報を提供するウェブサイト）に登録されているかもしれません。

空き家バンクはほとんどの市町で開設されているので、「市町名」+「空き家バンク」で検索してみてください。

遊休農地を活用するとき

（田舎暮らし農園施設整備支援事業）

遊休農地等の活用を前提に、農地の復旧や施設の整備費を最大 **75万円**、空き家の改修費等を最大 **150万円** 補助

問合せ先

兵庫県 楽農生活室（☎078-362-9198）

県産木材を使用してリフォームするとき

（兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度）

県産木材を一定以上使用して増改築あるいは既存住宅のリノベーション、リフォームを行う場合の資金を融資

問合せ先

兵庫県 林務課（☎078-362-9224）

住宅を耐震化するとき

（ひょうご住まいの耐震化促進事業）

昭和56年5月以前の旧耐震基準の住宅の耐震改修等を支援（窓口は市町）

問合せ先

兵庫県 建築指導課（☎078-362-4340）

改修費を借りるとき

（転入者住宅改修工事利子補給事業）

オールニュータウン転入者に対し、既存住宅の改修工事に係る借入金の利子相当額を最大 **30万円** 補助

問合せ先

兵庫県 住宅政策課（☎078-362-3595）

空き家をリフォームして住むとき

（空き家活用支援事業）

築20年以上等の要件を満たす住宅の場合、改修費を最大 **100万円**（若年・子育て世帯は最大 **150万円**）を補助

問合せ先

兵庫県 住宅政策課（☎078-362-3583）

住宅をバリアフリー化するとき

（人生いきいき住宅助成事業）

高齢者等に対応したバリアフリー化住宅に増改築・改造する場合に最大 **80万円** を補助

問合せ先

兵庫県 都市政策課（☎078-362-4298）

支援制度を紹介します

使える！充実した

県では、空き家を活用する際の工事費等の一部を補助する支援制度を多数実施しています。これら以外にも県・市町では様々なシチュエーションで使える制度がたくさんあるので、この先のページもご覧ください。

事業をする場合の支援制度

女性・若手・ミドル・シニアが起業するとき (女性・若手・ミドル・シニア起業家支援事業)

所定の年齢要件等を満たす代表者が
起業する場合に、起業に係る経費を

最大 **100万円**補助。
空き家を活用する場合は、改修費に対して
補助を最大 **100万円**上乗せ

問合せ先
兵庫県 新産業課 (☎078-362-4157)

IT事業所等を開設するとき (IT戦略推進事業)

空き家をIT関連事業所等として活用するための
改修費、賃借料、通信回線使用料等を

最大 **3,700万円** (3年間) 補助

問合せ先
兵庫県 新産業課 (☎078-362-3054)

コワーキングスペースを開設するとき (コワーキングスペース開設支援事業)

空き家をコワーキングスペースとして活用する
ための改修費、賃借料、通信回線使用料等を

最大 **910万円** (3年間) 補助

問合せ先
兵庫県 新産業課 (☎078-362-4157)

商店街の空き店舗を活用するとき① (商店街シンボル建築物再生支援事業)

商店街の歴史を物語るシンボリックな建築物を
改修し、にぎわい・交流の拠点として再生する
場合の設計及び改修工事費を

最大 **2,200万円**補助

問合せ先
兵庫県 都市計画課 (☎078-362-9296)

クリエイティブな起業をするとき (クリエイティブ起業創出事業)

新たな価値や市場を生み出すクリエイティブな
起業をする場合に起業に係る経費等を

最大 **200万円**補助。
空き家を活用する場合は、改修費に対して
補助を最大 **100万円**上乗せ

問合せ先
兵庫県 新産業課 (☎078-362-4157)

オフィスビルの空き床を活用するとき (空き床等活用支援事業)

閉鎖された事業用建物やオフィスビルの空き
床を活用する場合に、改修費、賃借料を

最大 **400万円**まで補助。

問合せ先
兵庫県 産業立地室 (☎078-362-4154)

子育てスペースを整備するとき (子育てほっとステーション事業)

空き家等を子育て支援事業の実施スペース
として活用するための施設整備費等を

最大 **100万円**補助

問合せ先
兵庫県 男女家庭課 (☎078-362-4185)

商店街の空き店舗を活用するとき② (商店街空き店舗再生支援事業)

商店街が空き店舗を借り上げ、商店街に
必要な業種等の魅力ある出店者を誘致する
取り組みを支援。

1店舗あたり最大 **200万円**補助

問合せ先
兵庫県 経営商業課 (☎078-362-3326)



▲内装はすべて地元 福住地区の草柄で統一



▶半壊していた旧郵便局を改修し、
1階はギフトギャラリー、2階は
ボディタッピングのお店として活用

CASE

2

空き家×起業

古民家を活用するとき (古民家再生促進支援事業)

古民家 (築50年以上で伝統的構法等の
要件あり) を地域交流拠点に改修する際、
最大 **1,000万円**を補助。

別途、所有者負担なしで古民家の建物
調査や再生提案を受けられるメニューあり

問合せ先
兵庫県 住宅政策課 (☎078-362-3583)

ふるさとに移住し起業するとき (ふるさと起業・移転促進事業)

UJIターンにより県内へ移住し、
起業する場合に、起業・移転に係る
経費等を最大 **200万円**補助。

空き家を活用する場合は改修費に対して
改修費補助を最大 **100万円**上乗せ

問合せ先
兵庫県 新産業課 (☎078-362-4157)

空き家活用支援事業

1 事業概要

空き家（共同住宅の空き室もOK）を住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする場合に、改修費の一部を補助。

(1) 事業の対象となる空き家

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 築20年以上であること
- (イ) 台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新
- (ウ) 空き家期間が6箇月以上
- (エ) 耐震性能を有すること（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可）

(2) 対象地域

政令市又は中核市（姫路市における合併前の旧香寺町、安富町、夢前町及び家島町の区域並びにまちなか再生区域を除く。）を除く区域。

(3) 対象者

空き家を活用する者又は改修する者

(4) 対象となる経費

空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

2 補助額

(1) 市街化区域以外の区域の場合

	住宅型 (一般タイプ)		住宅型 (若年・子育てタイプ)		事業所型		地域交流拠点型	
	対象 工事費	補助金額の 上限 (補助率1/3)	対象 工事費	補助金額の 上限 (補助率1/2)	対象 工事費	補助金額の 上限 (補助率1/3)	対象 工事費	補助金額の 上限 (補助率1/2)
一戸建ての住宅	100～ 200万円	50万円	100～ 200万円	75万円	150～ 250万円	66.6万円	1,000万円	500万円
	200～ 300万円	75万円	200～ 300万円	112.5万円	250～ 350万円	100万円		
	300万円 ～	100万円	300万円 ～	150万円	350～ 450万円	133.3万円		
					450万円～	150万円		
共同住宅	100～ 200万円	50万円	100～ 200万円	75万円	150～ 250万円	66.6万円	700万円	350万円
	200万円 ～	66.6万円	200万円 ～	100万円	250～ 350万円	100万円		

(2) 市街化区域の場合

市町により異なるため、「市町の空き家活用支援制度」のページをご覧ください。

問合せ先:兵庫県住宅政策課 TEL:078-362-3583

郊外型住宅団地再生先導的支援事業

1 事業概要

急激な人口減少・高齢化による地域活力の低下、空き家・空き地の増加等が懸念されているニュータウンにおいて、地域、行政、事業者等が連携した活性化への取組を進めるため、市町や地域住民に対し、ニュータウンの再生に向けた取組を普及啓発するとともに、先導的なモデルとなる団地において、地域や市町が実施する再生に向けた取組に対して支援を行う。

2 支援対象団地

次のすべての要件を満たす団地（原則として、政令市及び中核市を除く区域）

- ① 一定の規模（概ね1,000戸、3,000人）以上で計画された住宅地であること
- ② 入居開始から概ね30年以上経過していること
- ③ 人口減少又は高齢化が所在市町の平均より顕著であること
- ④ 市町が再生に向けた基本的な取組方針等を定めていること

3 実施事業

(1) 郊外型住宅団地再生コーディネーター派遣事業

地域住民の団地再生への機運を高めるため、専門のコーディネーターを1回当たり2人を派遣、合計3回まで派遣

(2) 再生計画策定等支援事業

団地再生へ向けた検討や計画策定を目的に、専門のコンサルタントへの委託を支援 ※最長3年間

(3) 転入者住宅取得支援事業

団地へ転入する者が、既存住宅を取得して改修する際に利用するローンに対して利子の一部を補助 ※最長3年間

(4) 若年・子育て向け賃貸住宅供給支援事業

民間事業者等が空き家等を買取り、又は借り上げ、新婚・子育て世帯、学生・若年者向けの賃貸住宅とする場合に改修費及び買取費を補助

(5) 高齢者住み替え支援事業

高齢者が、現に居住している住宅を改修し、若年世帯等に賃貸する場合に改修費を補助

(6) 域学連携促進事業

大学や高校等が住民と連携して、一定期間団地内において、再生方策の提案や地域活動をする場合にその経費の一部を補助

問合せ先:兵庫県住宅政策課 TEL:078-362-3595

古民家再生促進支援事業

1 事業概要

古民家を地域活動や交流拠点・宿泊体験施設・店舗など地域の賑わいや地域活性化に資する施設（地域交流施設等）又は歴史的景観形成地区等で、賃貸住宅として再生するものに対して改修工事費助成を行う。

＜事業の対象となる古民家＞

築50年以上の伝統的木造建築技術により建設された住宅で、所定の要件を満たすもの

2 補助額

(ア) 対象経費区分 (百万円)	(イ) 補助額	
	一般	歴史的建築物
5以上、10未満	2,500千円	
10以上、20未満	3,500千円	5,000千円
20以上、30未満		8,500千円
30以上		10,000千円

問合せ先

【建物調査・再生提案】
ひょうご住まいサポートセンター
TEL:078-360-2536

【改修工事費補助】
兵庫県住宅政策課
TEL:078-362-3583

その他の県事業一覧

事業番号	事業名	事業概要	対象経費	担当課室	連絡先
①-1	空き家活用支援事業(住宅型)	一戸建ての空き家や共同住宅の空き住戸を住宅として活用するための改修等を支援	改修費	住宅政策課	078(362)3583
①-2	空き家活用支援事業(事業所型)	一戸建ての空き家や共同住宅の空き住戸を事業所として活用するための改修等を支援	改修費	住宅政策課	078(362)3583
①-3	空き家活用支援事業(地域交流拠点型)	一戸建ての空き家や共同住宅の空き住戸を地域交流拠点として活用するための改修等を支援	改修費	住宅政策課	078(362)3583
②	田舎暮らし農園施設整備支援事業	遊休農地等の活用を前提に、空き家を住宅や二地域居住の拠点、農林漁業体験民宿として活用するための改修、及び農地の復旧や施設の整備を支援	改修費、農園施設整備費	楽農生活室	078(362)9198
③	転入者住宅改修工事利子補給事業	オールドニュータウン転入者の既存住宅の改修を支援	改修費(利子補給)	住宅政策課	078(362)3583
④	子育て向け賃貸住宅供給支援事業	既存住宅等を地域優良賃貸住宅として活用する場合の買取又は改修を支援	買取費、改修費	住宅政策課	078(362)3583
⑤	IT戦略推進事業	新たにIT事業所等を開設するための改修費等を支援	賃借料、通信回線使用料、人件費(高度IT人材)、改修費、事務機器取得費	新産業課	078(362)3054
⑥	コワーキングスペース開設支援事業	新たにコワーキングスペースを開設するための改修費等を支援	賃借料、通信回線使用料、人件費(高度IT人材)、建物改修費、事務機器取得費	新産業課	078(362)4157
⑦	ふるさと起業・移転促進事業	UJIターン者の起業等を支援	起業に要する経費、移住に要する経費、空き家改修費等(メニューにより対象経費が異なります。)	新産業課	078(362)4157
⑧	女性・若手・ミドル・シニア起業家支援事業	女性・若手・ミドル・シニアの起業等を支援	起業に要する経費、空き家改修費	新産業課	078(362)4157
⑨	クリエイティブ起業創出事業	新たな価値や市場を生み出す起業家の起業等を支援	起業に要する経費、研究開発に要する経費、空き家改修費	新産業課	078(362)4157
⑩	ひょうごチャレンジ起業支援貸付	事業番号⑦⑧⑨の申請書に対して資金を融資	融資(改修等設備資金、運転資金)	新産業課	078(362)4157
⑪	空き店舗等再生貸付	空き家等を活用して事業を行う場合に資金を融資	融資(改修等設備資金、運転資金)	地域金融室	078(362)3321
⑫	空き床等活用支援事業	閉鎖された事業用建物やオフィスの空き床を活用する際に、改修費等を支援	改修費、賃借料	産業立地室	078(362)4157
⑬	商店街新規出店・開業支援事業	やる気ある事業者の新規出店・開業促進及び子育て・高齢者支援等、地域の交流や生活支援を図る施設の設置運営を支援	改修費、賃借料	経営商業課	078(362)3326
⑭	商店街空き店舗再生支援事業	空き店舗を借り上げ、商店街に必要な出店者を誘致する取組を支援	改修費、賃借料、広報宣伝費等運営費、引越経費	経営商業課	078(362)3326
⑮	空き家等を活用した障害者の地域交流促進事業	空き家等を借り上げ、障害福祉サービス事業所等が賃金向上等に関する事業に活用する場合の改修等を支援	機器購入費等、賃借料	ユニバーサル推進課	078(362)3261
⑯	「がんばる地域」交流・自立応援事業	多自然地域の遊休施設を活用した稼ぐしくみづくりを構築するための計画策定・改修を支援	計画策定費、拠点整備費	地域振興課	078(362)4314
⑰	六甲山遊休施設利活用等支援事業	六甲山上に所在する遊休施設を不特定多数の方が利用可能な集客施設として活用する場合の改修等を支援	改修費、耐震改修費、建替費	土地対策室	078(362)9297
⑱	子育てはっとステーション事業	空き家等を子育て支援事業の実施スペースとして活用するための施設整備等を支援	施設整備費、事業運営費	男女家庭課	078(362)4185
⑲	商店街シンボル建築物再生支援事業	商店街の歴史を物語るシンボリックな建築物を改修し、にぎわい・交流の拠点として再生する場合の設計及び改修工事費を支援	設計費、改修工事費(備品に関するものを除く。)	都市計画課	078(362)9296
⑳	人生いきいき住宅助成事業	高齢者等に対応したバリアフリー化住宅への改造等を支援	改修費等	都市政策課	078(362)4298
㉑	古民家再生促進支援事業	既存ストックの有効活用、伝統的木造建築技術やまちなみ景観の維持・継承を図るため、古民家の再生を支援	建物調査(専門家派遣)、再生提案(専門家派遣)、改修費	住宅政策課	078(362)3583
㉒	ひょうご住まいの耐震化促進事業	昭和56年5月以前の「旧耐震基準」の住宅の耐震改修等を支援	計画策定費、改修費	建築指導課	078(362)4340

市町

の空き家活用支援制度

家賃補助制度を利用しよう

結婚や県外からの引越しを機に、まずは賃貸住宅を借りて新生活をスタート、という場合に、初期費用・家賃・引越し費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
神戸市	子育て支援家賃補助制度	住宅政策課	078-595-6501
	結婚新生活支援事業	住宅政策課	078-595-6498
伊丹市	転入促進事業	住宅政策課	072-784-8069
川西市	結婚新生活支援助成制度	政策創造課	072-740-1120
三田市	新婚世帯家賃補助事業	都市再生課	079-559-5128
高砂市	新婚世帯家賃等補助金	未来戦略推進室	079-441-9904
稲美町	結婚新生活支援補助金	企画課	079-492-9130
	お試し居住補助金	企画課	079-492-9130
三木市	結婚新生活支援事業	縁結び課	0794-89-2395
加西市	新婚世帯向け家賃補助制度	産業振興課	0790-42-8740
	新規就農者支援事業	農政課	0790-42-8741
加東市	結婚新生活支援事業	都市政策課	0795-43-0517
神河町	若者世帯向け家賃補助事業	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
相生市	新婚世帯家賃補助金交付事業	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	新婚世帯家賃助成事業	市民対話課	0791-43-6812
上郡町	結婚新生活支援補助金	健康福祉課	0791-52-1114
	新規就農者等家賃補助金交付制度	産業振興課	0791-52-1116
佐用町	結婚新生活支援補助金	さよう子育て支援センター	0790-82-0341
豊岡市	若手農家家賃支援事業	農林水産課	0796-23-1127
養父市	やぶ暮らし住宅支援制度	やぶぐらし課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業（家賃助成）	総合政策課	079-672-1492
香美町	空き家利活用促進支援（利用準備支援）	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（お試し住宅利用）	企画課	0796-36-1962
丹波篠山市	新規就農者支援事業（家賃助成）	農都政策課	079-552-1114
洲本市	新婚世帯家賃補助金交付事業	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	新婚世帯家賃補助制度	ふるさと創生課	0799-43-5205
淡路市	新婚世帯家賃補助事業	子育て応援課	0799-64-2134

農地付き空き家を取得しよう

「農業をしながら田舎暮らしをしてみたい」と思っても、営農面積の下限値がありますが、各市町ではこれを引き下げています。農地の取得には、一定の要件があるため、詳しくは各市町の所管課にお問い合わせください。

市町名	下限面積 ()内:農業委員会が特に指定した区域の場合
神戸市	10a
尼崎市	20a
西宮市	10a (5a)
芦屋市	50a (20a)
伊丹市	10a
宝塚市	30a (10a)
川西市	10a
三田市	30a (1㎡)
猪名川町	30a
明石市	30a (10a)
加古川市	30a(20a,概ね1a~5a)
高砂市	20a
稲美町	40a
播磨町	20a
西脇市	30a (1㎡)
三木市	20a
小野市	40a (1a)
加西市	30a (1a)
加東市	30a (1㎡)
多可町	30a (1㎡)
姫路市	30a

市町名	下限面積 ()内:農業委員会が特に指定した区域の場合
市川町	30a (1㎡)
福崎町	30a (1㎡)
神河町	30a (1a,10a)
相生市	30a
赤穂市	30a (1a)
宍粟市	30a (1a,10a)
たつの市	30a (1㎡)
太子町	30a
上郡町	30a (1㎡,10a)
佐用町	30a (1㎡)
豊岡市	40a (1㎡)
香美町	30a (1㎡)
新温泉町	30a
養父市	10a (1a)
朝来市	30a (1㎡)
丹波篠山市	30a (1㎡)
丹波市	30a (1a,10a)
洲本市	50a
南あわじ市	50a (30a)
淡路市	40a (30a)

▲ 各市町の営農下限面積

県と連携した空き家活用支援事業

単位：千円

() は共同住宅への補助制度がある場合の補助額。補助金額は最大額。

	市街化区域				市街化区域以外の区域				担当課	電話番号
	住宅型		事業所型	地域交流拠点型	住宅型		事業所型	地域交流拠点型		
	一般世帯	若年・子育て世帯			一般世帯	若年・子育て世帯				
芦屋市	1,000 (666)	1,500 (1,000)	1,500 (1,166)	5,000 (3,500)	県制度による				住宅課	0797-38-2721
川西市	—	1,000	—	2,000	県制度による				住宅政策課	072-740-1205
加古川市	500	—	—	—	県制度による				住宅政策課	079-427-9327
高砂市	1,500	2,000	1,500	—	県制度による				都市政策課	079-443-9033
稲美町	1,500	1,500	1,500	—	1,500	1,500	1,500	—	都市計画課	079-492-9143
西脇市	1,500	2,000	1,500	—	2,000	2,250	2,000	—	次世代創生課	0795-22-3111
加西市	1,500	2,000	2,250	5,000	2,000	2,250	3,000	7,500	きてみて住んで課	0790-42-8729
加東市	1,000 (666)	1,500 (1,000)	1,500 (1,166)	5,000 (3,500)	社の市街化区域以外の区域は、県制度による				都市政策課	0795-43-0517
多可町	該当区域なし			—	1,200	2,250	1,600	県制度による	定住推進課	0795-32-4776
神河町	該当区域なし			—	2,000	2,250	3,000	7,500	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
市川町	該当区域なし			—	2,000	2,000	2,000	—	住民環境課	0790-26-1011
相生市	500	750	2,500	—	500	750	2,500	—	地域振興課	0791-23-7130
赤穂市	1,500	2,000	2,250	2,500	2,000	2,250	3,000	5,000	都市整備課	0791-43-6827
たつの市	1,500	2,000	2,250	—	2,000	2,250	3,000	—	まちづくり推進課	0791-64-3167
丹波篠山市	該当区域なし			—	2,000	2,250	3,000	7,500	創造都市課	079-552-5106

市町の支援制度一覧

※掲載している他にも支援制度がある場合があります。

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
赤穂市	里づくりの拠点施設等改修支援事業（交流施設型）	地域の特色を活かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	農政部計画課	078-984-0371
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（定住・起業型）	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空家等を専用住宅として取得又は賃借する場合の空家の整備費を補助	改修費	農政部計画課	078-984-0371
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（神戸農泊・お試し移住型）	農業体験等と組み合わせる宿泊業を営む施設の整備や、新規就農者等を対象とした短期滞在型住宅施設の整備費を補助	改修費	農政部計画課	078-984-0371
	空家活用支援事業	空き家の片付けに要する費用を補助	片付け・処分費用	農政部計画課	078-984-0371
神戸市	空き家再生等推進事業	空き家住宅等を地域の活性化に資する地域活動や地域住民の交流拠点等の用途に活用するための改修費を補助	改修費	空家空地活用課	078-322-6518 (8/26)・595-6736
	空き家地域利用部分リフォーム補助事業	地域活用を行う際に支障となっている部分（トイレや台所等の水廻り等）の部分的な改修費を補助	改修費	空家空地活用課	078-322-6518 (8/26)・595-6736
	子育て支援リノベーション住宅取得補助制度	より子育てしやすい住環境を確保するためのリノベーションを支援	子育てに適したリノベーション費用	すまいるネット	078-222-0186 (9/27)・647-9933
	空家活用アドバイザー派遣事業	空家の活用・流通などのアドバイスを行う宅地建物取引士などの専門家を無償で派遣	人件費	住宅政策課	06-6489-6608
尼崎市	子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業	子育てファミリー世帯または新婚世帯が一戸建ての空家を取得し、その改修を行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6608
	空家エコリフォーム補助事業	一戸建てまたは共同住宅の空家を取得し、エコリフォームを行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6608
西宮市	空き家等地域活用支援事業	空き家等を活用し、地域コミュニティ活動などの公益的な目的のために活用する場合に費用などの一部を補助	改修費、家屋内整理等作業費	すまいづくり推進課	0798-35-3772
芦屋市	芦屋市空き家活用支援事業	空き家を地域コミュニティ活動や、若年・子育て世帯の移住・定住のために活用する場合等に改修費の一部を補助	改修費	住宅課	0797-38-2721
宝塚市	空き店舗等出店促進補助金	市が指定する区域の空き店舗等を活用して事業を開始する方に、出店に係る改装に要する経費等を補助	改装費	商工動労課	0797-77-2011
	商店街空き店舗活用事業補助金	商店街の空き店舗を活用して事業を開始する方を対象として、その家賃を補助	家賃	商工動労課	0797-77-2011
川西市	川西市空き家活用支援事業	空き家を購入し定住する若年子育て世帯に対し、空き家の機能回復又は設備改善に必要な工事に要する経費の一部を助成	改修費	住宅政策課	072-740-1205
3世代同居助成事業		市内に住む親の住宅をリフォームし、市外から転入して同居する子育て世帯に費用等の一部を補助	リフォーム・登記費用等、引越費用	都市再生課	079-559-5128
	三田市	マイホーム借上げ制度推進事業	(一社)移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用に必要な費用の一部を補助	事務手数料、建物診断費、改修費	都市再生課
三田市	三田市空き店舗リニューアル創業支援補助金	市内の空き店舗を活用して事業を開始する創業者に、空き店舗の改装に要する経費を交付	改修費	産業政策課	079-559-5085
	加古川市	空き家活用支援事業	市街化調整区域の空き家を賃借し、新たに飲食・小売業を営む者に対し、家賃等の一部を補助	賃借料、広告宣伝費	産業振興課
高砂市	空き家活用支援事業	空家バンクに登録された住宅を、居住用・賃貸住宅用の住宅又は事業所として活用しようとする場合に費用の一部を補助	改修費	都市政策課	079-443-9033
稲美町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
西脇市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	次世代創生課	0795-22-3111
	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業又は第二創業を行う者に対し、対象経費の2分の1を補助（上限100万円）。移住の場合は加算措置あり。	改修等工事費、賃借料など	商工観光課	0795-22-3111
三木市	産業立地促進賃料補助事業	空き家、空き店舗等を活用して新たにICT関連の事業を実施する方に対し、対象経費の一部を補助	家賃、通信回線使用料	商工観光課	0795-22-3111
	UIJ ターン住宅取得支援事業	移住する若者世帯の住宅購入を支援	取得費	緑結び課	0794-89-2395
加西市	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改装費の一部、市民の新規雇用に対して補助。	賃借料、改装費、雇用促進補助	産業振興課	0790-42-8740
	空き家改修事業	空き家を改修して売却や貸出をする方や購入した空き家を改修する方に一定の補助。改修工事の1/2（上限50万円）	改修費	きてみて住んで課	0790-42-8729
加東市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	0795-43-0517
	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した50万円以上の自宅のリフォーム工事費用の5%を補助（上限5万円）。	住宅の増築、改築、修繕工事等	定住推進課	0795-32-4776
多可町	IT関連事業振興支援補助金事業	兵庫県ICTサテライトオフィス進出支援を受けた人に上乗せ補助。	建物改修費、通信回線使用料など	商工観光課	0795-32-4779
	創業・起業支援補助金	町内に拠点事業所を置いて、創業・起業をする方に初期経費の2/3を補助（上限20万円）。	増改築費、設備備品取得費など	商工観光課	0795-32-4779
丹波篠山市	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所として活用しようとする場合に改修費の一部を補助	改修費	定住推進課	0795-32-4776
	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し5年以上居住する方に10万円を補助	住宅取得費	定住推進課	0795-32-4776
姫路市	あったか家族多世代	若者世帯が親元での同居や近居のために1,000万円以上で住宅を新築、増築、改築する場合に30万円を補助	工事費	定住推進課	0795-32-4776
	空き家改修支援事業（交流施設型）	空家バンク登録物件を交流施設等（宿泊施設、創作活動施設等）として活用するための改修経費の一部を補助	改修費	住宅課	079-221-2642
神河町	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部の補助	改修費、人件費、賃借料等	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する者に対し、その改修に要する費用の一部の補助	改修費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
市川町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する者に対し、その改修に要する費用の一部の補助	改修費	住民環境課	0790-26-1011
福崎町	空家再生等推進事業	地域団体等が空き家を地域交流拠点として活用する場合に、必要な費用の一部を補助	取得費、改修費	まちづくり課	0790-22-0560
相生市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	地域振興課	0791-23-7130

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
赤穂市	空家活用支援事業	一戸建ての空家を改修し、住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする方に、補助金を交付	改修費	都市整備課	0791-43-6827
	若者世帯住宅取得支援金交付事業	45歳未満の若者世帯が、市内に定住する意思をもって住宅を取得された場合に、市内で利用できる商品券を交付	—	市民対話課	0791-43-6812
	転入者定住支援金交付事業	市内で住宅を取得し、定住する意思をもって転入し、所定の要件をすべて満たす方に対し市内で利用できる商品券を交付	—	市民対話課	0791-43-6812
	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を商店街活性化に向け整備利用する場合の家賃及び店舗改装費の一部を補助	家賃、改修費	産業観光課	0791-43-6838
たつの市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	空き家家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合に、残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費の一部を補助	家財撤出・処分費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	創業支援事業	市内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助する制度	改修費、設備費等	商工振興課	0791-64-3158
	若者定住促進住宅取得支援事業 転入者定住促進住宅取得支援事業	新たに住宅を取得する転入者の方や、若者世帯に対して住宅取得奨励金を交付	—	まちづくり推進課	0791-64-3167
宍粟市	宍粟市森林の家づくり応援事業（空き家改修支援）	空き家を取得又は賃貸し、住宅・店舗等に使用するために要する改修費を補助	改修費	ひと・はたらく課	0790-63-3166
	宍粟市空き家バンク登録支援事業	空き家バンクに登録するために必要となる家財道具の撤去に要する経費を補助	家財撤出・処分費	ひと・はたらく課	0790-63-3166
上郡町	中古住宅取得費補助交付制度	定住を目的として中古住宅を取得した場合、住宅取得費の一部を補助	住宅取得費	企画政策課	0791-52-1112
佐用町	三世代同居等世帯支援補助金交付制度	三世代同居・隣居のために住宅を取得又は改修する世帯に対し、費用の一部を補助	改修費、取得費	企画政策課	0791-52-1112
	若者住宅取得応援金	40歳以下の者が定住を前提に空き家バンク登録物件を購入した場合に応援金を支給	—	商工観光課	0790-82-0670
豊岡市	中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合に要する費用の一部を補助	改修費、賃料	商工観光課	0790-82-0670
	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等を補助	改修費、移転費	環境経済課	0796-21-9096
養父市	やぶの空き家活用支援事業	空き家を住宅として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	やぶぐらし課	079-662-3172
朝来市	移住起業者支援事業	市外から移住して、新たに起業する方に、起業に要する経費の一部を最大200万円補助	改修費、備品購入費	総合政策課	079-672-1492
	空き家活用促進事業	市内の空き家を利用するために行われる改修工事費用の一部を最大70万円補助	改修費	総合政策課	079-672-1492
香美町	にぎわい創出事業	市内の空き家・空き店舗を活用して新たに出店される方に経費の一部を補助	改修費、建物取得費	経済振興課	079-672-2816
	住宅改修費助成金交付事業	空き家バンクに登録された住宅を改修して居住する場合に、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費	企画課	0796-36-1962
	空き家活用したICT関連オフィス等開設・設置支援事業	町内にICT関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（利用準備支援）	空き家バンクに登録するために必要となる家財道具の撤去に要する経費を補助	家財撤出・処分費	企画課	0796-36-1962
新温泉町	空き家利活用促進支援（お試し住宅利用）	空き家バンクに登録された住宅をお試し住宅として利用する場合に、家賃相当額の一部を補助	家賃	企画課	0796-36-1962
	移住体験施設開設支援補助金	空き家を利用して移住体験施設を整備・運営を行う事業者等に対し、改修費等を補助	改修費、家財処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家リフォーム補助金事業	「新温泉町空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家のリフォーム費用の10%（上限50万円）を助成	リフォーム費用	商工観光課	0796-82-5625
	定住促進住宅取得助成事業	町内で住宅を新築・購入する、又は改修を行う費用の10%（上限50万円）を助成（年齢要件等あり）	新築、購入又は改修の費用	商工観光課	0796-82-5626
丹波篠山市	温泉配湯助成金事業	定住促進住宅取得助成事業と併せて、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を5年間助成	温泉配湯使用料の基本料金	商工観光課	0796-82-5626
	起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の50%（上限50万円）を助成	改修費、建物取得費等	商工観光課	0796-82-5626
	空き家バンク活用住宅改修補助金	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	空き家活用事業補助金	兵庫県の古民家再生促進支援事業を実施して古民家の再生をする場合に支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
丹波篠山市	若者定住支援住宅補助金〔市内工務店利用型〕	市内工務店を利用して住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金〔定住促進重点地区型〕	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金〔三世代同居型〕	三世代同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	空き家活用支援事業	兵庫県の空き家活用支援事業の対象となるもので、住宅や事業所等として空き家を活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
洲本市	起業支援助成金	空き家バンクの空き家等を活用した起業を支援	改修・改装費、機械設備購入費等	商工観光課	079-552-6907
	UIターン住宅取得住まいる奨励金	UIターンで丹波市に移住される方と新たに2世帯同居をされる方に対し、改修費等の一部を補助	改修費、建物取得費	住まいづくり課	0795-88-5039
丹波市	住まいるバンク空き家改修補助金（居住型）	住まいるバンク登録物件の所有者又は移住・定住する購入者もしくは賃借者が空き家等を改修する費用の一部を補助	改修費	住まいづくり課	0795-88-5039
	住まいるバンク空き家改修補助金（開業型）	住まいるバンク登録物件の購入者又は賃借者が起業するために空き家等を改修する費用の一部を補助	改修費	住まいづくり課	0795-88-5039
淡路市	空き家利活用地域活性化事業	空き家等を子育て支援活動等の地域活動や都市住民との交流施設として活用する場合の改修費用の一部を補助	改修費	住まいづくり課	0795-88-5039
	移住及び定住のための空き家入居支援事業	空き家を住宅として利活用するための改修費等を支援	改修費、家財撤去費等	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	定住促進空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された物件を購入・賃借して、居住のために改修する場合に、工事費等の一部を補助	改修費、移転費、家財処分費等	ふるさと創生課	0799-43-5205
淡路市	移住促進空き家改修支援事業	空き家を購入して居住のために改修する場合に、改修費等の一部を補助	改修費、移転費、家財処分費	まちづくり政策課	0799-64-2506